

文化デザイナー学院

社会人のキャリアアップをサポート

最大96万円支給

専門実践教育訓練給付金

入学金

授業料

教材費

最大60%支給

返還する必要はありません

建築士を目指す方へ

本校インテリアデザイン学科は「厚生労働大臣指定の専門実践教育訓練講座」として

①「専門実践教育訓練給付金」と②「教育訓練支援給付金」が適用になります。

①専門実践教育訓練給付金について

2年コース

在学中2年間

教育訓練費の**40%**を支給 + 教育訓練費の**20%**を支給
(年間最大32万円)

さらに

受講修了後一年以内に資格取得し、就職すると

※雇用保険被保険者として雇用された、又は雇用されている場合

3年コース

在学中2年間、教育訓練費の**40%**を支給
(年間最大32万円)

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。受講者が支払った教育訓練経費のうち、40%を支給（年間上限32万円）。更に、受講修了日から一年以内に資格取得等し、雇用保険被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には20%を追加支給。（合計60%、年間上限48万円）。給付期間は原則2年。

②教育訓練支援給付金について

教育訓練給付金を初めて受給する離職者で、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たす場合、離職直前の6ヶ月間に支払われた賃金額から算出された基本手当の日額に相当する額の半額が支給。（基本手当の日額については、別途上限あり。2ヶ月毎に給付。）

通学中、雇用保険の基本手当の日額の**半額程度**を2ヶ月毎に給付

■受給資格

- ①初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。
- ②以前に教育訓練給付金を受給し、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までの間に10年以上雇用保険被保険者期間を有している方（この場合、当該専門実践教育訓練の受講開始日前までに、前回の教育訓練給付金の受給から10年以上経過していない場合は、対象となりません）。

■指定対象学科

インテリアデザイン学科（2年課程・昼間・講座番号：58003-142001-4）

■給付金支給までの流れ（例）

